

■垂水市消防職員に対する処分について

処分概要	<p>被処分者は、令和5年度、職員一人に対して、セクシャルハラスメントに該当する発言・言動を行った。このような行為は、地方公務員法第33条に違反するため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき処分を行った。</p> <p>自己の責任を深く自覚し、再発防止に努め、このような事案が起きないよう、今後を戒めて戒告とする。</p> <p>なお、関係者への処分は、管理監督責任として、事案発生時の上司に対し、厳重注意とする。</p> <p>(その他)</p> <p>事案の詳細、被処分者及び被害を受けた職員に関する情報等については、被害者のプライバシー等を侵害する恐れがあることから公表を差し控えさせていただきます。</p>										
処分日	令和8年1月22日										
被処分者 処分内容	<table border="1"><thead><tr><th>所 属</th><th>職 位</th><th>年齢</th><th>性別</th><th>処 分 内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>消防本部</td><td>主査級</td><td>—</td><td>男</td><td>地方公務員法第29条第1項第1号（法令等違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）の規定により懲戒処分として戒告する。</td></tr></tbody></table>	所 属	職 位	年齢	性別	処 分 内 容	消防本部	主査級	—	男	地方公務員法第29条第1項第1号（法令等違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）の規定により懲戒処分として戒告する。
所 属	職 位	年齢	性別	処 分 内 容							
消防本部	主査級	—	男	地方公務員法第29条第1項第1号（法令等違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）の規定により懲戒処分として戒告する。							